

いちご一会とちぎ国体上三川町協賛取扱基準

1 趣旨

この基準は、いちご一会とちぎ国体上三川町協賛取扱要項（以下「要項」という。）第8条の規定に基づき、協賛者への謝意表明について必要な事項を定めるものとする。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準は、次の表に掲げるとおりとする。

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
企業・法人・団体	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	50万円未満 10万円以上	感謝状	持参	事務局長
	10万円未満	礼状	郵送	事務局長

3 協賛者名掲載基準

報告書等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の呼称使用
企業・法人・団体	10万円以上	写真及び記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品全てに協賛者名掲載	○
	10万円未満	協賛者名掲載			

備考

- (1) 個人協賛は、要項第4条第5号の規定に基づき求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

例)

〇〇〇社は、いちご一会とちぎ国体

上三川町開催 { 〇〇〇社を応援しています。
〇〇〇社の協賛企業です。
〇〇〇競技会を応援しています。
〇〇〇競技会の協賛企業です。 }